

兵庫県社会的養育推進計画の概要

兵庫県家庭的養護推進計画(H27～R11)

①児童養護施設等：グループホーム：里親等
≒ 6：2：2 (国目標＝1：1：1)

②里親等委託率
H25:9.9%→(H30実績:19.3%)→R11見込:25.7%

③施設の小規模化・地域分散化

[背景]

児童の権利に関する条約に批准(H6)

- 施設入所の位置付けが低い
- 諸外国の里親委託率 (H20年頃)
アメリカ 77.0% イギリス 71.7%
韓国 43.6% オーストラリア 93.5% 日本 12.0%

↓

児童福祉法の改正(H28)

- 「家庭養育優先原則」が明文化
- 「子どもが権利の主体であること」が明文化

[新しい社会的養育ビジョン (H29)]

- 里親への包括的支援体制の抜本的強化
- 里親等委託率：乳幼児 75%以上 (概ね7年以内 (3歳未満は概ね5年以内))、学童期以降 50%以上 (概ね10年以内)
- 子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革
- 市町の子ども家庭支援体制の構築
- 児童相談所・一時保護改革
- 特別養子縁組の推進
- 子どもの自立支援

兵庫県社会的養育推進計画(R2～R11)

- 1 当事者である子どもの権利擁護の取組 (意見聴取・アドボカシー)
- 2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組
- 3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- 4 里親等への委託の推進に向けた取組
- 5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 7 一時保護改革に向けた取組
- 8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 9 児童相談所の強化等に向けた取組

全体像

【「家庭養育優先原則」に向けた計画の方向性】

- ◆市町子ども家庭総合支援拠点 R1：12市町→R4：全市町
- ◆里親の開拓や里親への研修・支援等を包括的に行う「フォスターリング業務」実施体制の強化
- ◆里親等委託率 H30：19.3%→R11：47.8% (3歳未満 55.8% 3歳～就学前 46.8% 学童期以降 47.1%)
- ◆施設の小規模化 (定員 R1：1,052人→R11：832人)、一時保護やショートステイ需要に対応した体制整備
- ◆里親支援専門相談員の配置促進、母子生活支援施設の活用促進
- ◆一時保護所のあり方検討会 (仮称) の設置 (一時保護所の規模、機能、居住環境、個々の児童の能力に応じた学習の保障等の検討)
- ◆こども家庭センター (児童相談所) の体制強化 (児童福祉司や児童心理司等の人材確保や資質の向上、北播磨・阪神地域におけるこども家庭センター新設に向けた準備・検討、DV対応と児童虐待対応との連携強化、介入機能と支援機能の分離)

【計画期間】

○令和2年度から令和11年度までの10か年 (前期：令和2～6年度 後期：令和7～11年度)

【計画の位置づけ】

○「ひょうご子ども・子育て未来プラン(R2～R6)」、「兵庫県DV防止・被害者保護計画(H31～R5)」の内容と整合

※「ひょうご子ども・子育て未来プラン」のKPIに基づき毎年度評価・検証を実施

各論

1 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

【現状】

- こども家庭センター、行政機関の相談窓口等を明記した「あなたの未来をひらくノート」を施設入所児童等へ配布
- 施設入所児童等を対象とした代替養育や一時保護に係る生活についてのアンケート調査の実施

【今後の取組】

- 施設入所児童等への「あなたの未来をひらくノート」の読み聞かせ等による理解の促進
- 県のアンケート結果や国の動向を踏まえた「子どもの権利」を代弁する方策、子どもの権利擁護の仕組みの構築

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

【現状】

- 子ども家庭総合支援拠点設置市町：12市町
- 子育て世代包括支援センター設置市町：40市町
- H30 母子生活支援施設措置件数：
0件 (9市)、1～9件 (16市)、10件以上 (2市)

【今後の取組】

- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた市町向け研修会の実施や技術的助言、こども家庭センターにおける市町職員受入れ
- 母子生活支援施設に係る情報等の市町、母子家庭への周知

3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

【近年の状況】

代替養育を必要とする子ども数は、子どもの人口減少に伴って減少しておらず、代替養育を現に受けている子ども数は横ばいで推移している。

18歳未満人口に占める代替養育を受けている子ども数の推移 (単位:人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
代替養育子ども数(A)	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,203
18歳未満人口(B)	663,571	655,487	647,412	636,592	625,772	614,948
割合(A/B)(%)	0.182	0.185	0.186	0.185	0.192	0.196

(参考：H31.3.1時点の内訳)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率(%)
3歳未満	85	5	14	0	104	13.5
3歳～就学前	17	153	28	5	203	16.3
学童期以降	0	730	135	31	896	18.5
合計	102	888	177	36	1,203	17.7

【代替養育を必要とする子ども数の見込み】

将来的にも代替養育を必要とする子ども数は1,200人程度と見込む。

＜里親等委託の推進に向けた取組＞

- ・現に施設入所している子どもの中にも里親等委託が望ましい子どもが含まれていること。(県少子高齢局児童課調査(R1.6月))
- ・施設養護が適当であるとする理由のうち、「里親委託について親の同意が得られないため」とされているものの半数について、今後入所する児童の保護者同意を取得するよう努めること。

代替養育を必要とする子ども数の見込み(R11年度)

年齢区分	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率(%)
3歳未満	43	3	58	0	104	55.8
3歳～就学前	9	99	85	10	203	46.8
学童期以降	0	474	360	62	896	47.1
合計	52	576	503	72	1,203	47.8

4 里親等への委託の推進に向けた取組

【現状】

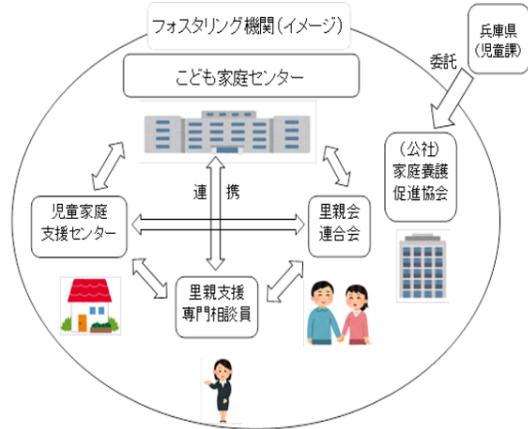
- 里親登録数 H26：295世帯 → H30：419世帯
- 里親受託率（登録されている里親数に占める委託を受けている里親数の割合）：33.7%（H30）
- ※今後10年で新たに必要な里親登録数：446世帯（里親受託率50%）

【今後の取組】

- 里親のリクルート、里親に対する養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント・研修、里親委託中の里親支援、委託解除後の支援等のフォスタリング業務を関係機関ごとに役割を明確化し、連携を強化。（フォスタリング業務の包括的な実施体制の強化）

<フォスタリング業務の役割>

機関名	箇所	主な業務内容
こども家庭センター	5	統括、マッチング、里親アセスメント
児童家庭支援センター	6	里親制度の普及・啓発、研修
里親支援専門相談員	10	里親の新規開拓、委託後の個別支援
兵庫県里親会連合会（こども家庭センター単位）	5	里親の新規開拓、委託後の個別支援、里親里子交流会や里親サロンの運営
公益社団法人 家庭養護促進協会	1	全県的な研修実施（登録前研修、更新研修等）、週末里親



5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【現状】

- 里親委託・養子縁組推進会議の設置、里親（特別養子縁組）全県フォーラムの開催
- 公益社団法人家庭養護促進協会への支援（養子縁組成立支援等）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
成立件数	5	2	10	11	9

【今後の取組】

- ひょうご里親委託・養子縁組推進システムフローの活用（こども家庭センター、医療機関、児童福祉施設、市町、里親等の連携強化のため研修を実施）

6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【施設定員の見込み量】

施設定員の見込み量（R11）：832人 > 施設養育が必要な子ども数（R11）628人（乳児院52人、児童養護施設576人）
 ※施設の高機能化及び多機能化・機能転換により産み出されるサービスに対応するための量も確保

施設定員の見込み量

年度	R1	R4	R6	R11
児童養護施設	934	892	822	724
乳児院	118	118	114	108
合計	1,052	1,010	936	832

（出典）兵庫県少子高齢局児童課調査（R1.8月）

【現状】

- 児童養護施設や乳児院における緊急一時保護やショートステイによる児童の受入件数は増加傾向
- 母子生活支援施設は、近年、入所率が低調に推移

【今後の取組】

- 各施設の計画に基づく小規模化、地域分散化の推進、一時保護やショートステイの需要に対応できる体制整備
- 高機能化及び多機能化・機能転換
 - ・里親委託の推進（里親支援専門相談員の配置促進）
 - ・入所児童への心理的ケアの充実
 - ・施設で蓄積した児童の養育に関する知識・技術を活用した地域の児童、家族への支援
- 母子生活支援施設の活用促進（虐待事案やDV事案における児童の一時保護や母子での入所）

7 一時保護改革に向けた取組

【現状】

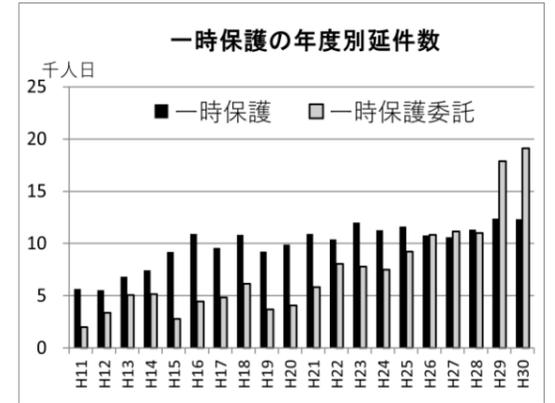
- 一時保護件数の増加 [H11：7,669件 → H30：31,419件]
- 一時保護所（定員40名→54名） [児童人口1万人当たりの定員数：0.83（68位/69自治体）]
- 一時保護委託の急増 [一時保護委託件数/一時保護合計件数：2653.4%→2967.1%（29全国：40.9%）]

【課題】

- 性加害児童、衝動性・暴力性の高い非行児童等への対応可能な個室等の整備
- 個々の児童の能力に応じた学習の保障、権利擁護
- 一時保護所の定員増、一時保護委託先の開拓
- 一時保護におけるアセスメント機能（行動診断・心理診断等）の強化
- こども家庭センターと女性家庭センターとの連携強化
- 一時保護所職員の専門性向上

【今後の取組】

- 一時保護所のあり方検討会（仮称）の設置（一時保護所の規模、機能、居住環境、個々の児童の能力に応じた学習の保障等の検討）
- 第三者評価、入所児童への調査を踏まえた一時保護所における権利擁護のあり方の検討
- こども家庭センターと女性家庭センターの一時保護所の連携のあり方の検討
- 一時保護所職員の研修充実



8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【現状】

- 社会的養護自立支援事業の実施（支援コーディネーターの配置、居住支援、生活支援等）
- 身元保証人確保対策事業の実施、児童養護施設退所者等への自立支援資金の貸付
- 企業でのインターンシップや大学等進学時の入学一時金の助成

【今後の取組】

- 自立に向けた情報をワンストップサービスで発信・相談できる仕組みの検討
- 施設退所後の実態把握及び自立後の相談支援・交流の仕組みづくりの検討
- 退所後のアフターケアを担う職員（自立支援担当職員）の施設への配置

9 児童相談所の強化等に向けた取組

【現状】

- こども家庭センター5か所（中央、西宮、川西、姫路、豊岡）の設置（児童福祉司99人配置）
- 「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司任用後研修」のほか、新任・中堅・スーパーバイザーの階層別の研修やテーマ別研修の実施
- 県内の中核市：4市（明石市、尼崎市、西宮市、姫路市）（明石市で児童相談所を設置済（H31.4））

【今後の取組】

- 児童福祉司や児童心理司（児童福祉司の1/2程度）等の計画的な採用、配置及び研修の充実等による専門性向上
- 北播磨・阪神地域におけるこども家庭センター新設に向けた準備・検討
- DV対応と児童虐待対応との連携強化
- 介入と保護者支援の機能分化による児童の適切な一時保護の実施
- こども家庭センターにおける中核市職員をはじめとする市町職員の研修生の受入れ

